

身体拘束等適正化のための指針

放課後等デイサービス
おもちゃ箱さぎぬま

身体拘束適正化のための指針

1. 事業所における身体拘束に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであります。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束防止の基準

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合の除き、身柄拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 緊急・やむを得ない場合の三原則

利用者個々の心身の状況を考案し、疾病、障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。しかし、やむを得ず身体拘束を行う場合、以下の3要件を全て満たすことが必要である。

- ① 切迫性:利用者本人、他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が高いこと。身体拘束等を行う悪影響を勘案し、なお、拘束等が必要な程度であること。
- ② 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える方法がないこと。
- ③ 一時性:身体拘束等が一時的、必要とされる最も短い拘束時間を想定すること。

2. 身体拘束防止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は虐待防止検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件すべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力します。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、当施設においては以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協同で

個々に応じた丁寧な対応をする。

- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行わない。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束防止委員会において検討する。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行ってないか、常に振り返りながら利用者主体の支援に努める。

3. 身体拘束防止に向けた組織に関する体制

当施設では、身体拘束防止に向けて、虐待防止検討委員会が役割を果たし、身体拘束防止に取り組む。

(1)設置目的

- ・施設内で身体拘束防止に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束防止に関する職員全体への指導
- ・児童虐待・身体拘束に関するマニュアルの見直し

(2)委員会の開催

- ・一年に一回定期開催をする
- ・必要時には随時開催をする
- ・虐待防止検討委員会と一体的に開催する場合がある

4. 身体拘束発生時の対応・報告方法に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

《指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

- ① 徘徊しないように、車椅子やベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りれないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・紐管等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・紐管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミント型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルにつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。

- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室に隔離する。

(1) 検討会議の実施

- ① 個別支援会議等において身体拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認します。
- ② 身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。
- ③ 要件を検討、確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。
- ④ 行政の関係する機関に報告・相談をし、様々な視点からのアドバイスや情報を得るようにします。
- ⑤ 廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

- ① 身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。
- ② 身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討し、逐次その記録を加えます。各記録は2年保存、行政担当の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、家族に報告します。

5. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に携わるすべての職員に対して、身体拘束防止と人権を尊重したサービス提供を励行を図り、職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修(年1回以上)の実施
- ② 新任者に対する身体拘束適正化の研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

6. 指針の閲覧について

当施設の身体拘束適正化のための指針は、いつでも利用者及び家族等が閲覧できるように、当施設内に掲示します。

7. その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供してくためには、施設サービス提供の関わる職員全体で以下の点について十分に話し合い共有認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組みます。

- ① マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束をしていないか
- ② 転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に身体拘束等をしていないか
- ③ サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか、本当にほかの施策、手段はないのか
- ④ 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等をしていないか

附則

この指針は、令和3年10月1日より施行する